

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「)に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280720001	27年 10月31日	27年 11月18日	28年 7月20日	法令手続きの 原則オンライ ン化を進める ための体系的 な法的仕組み の導入	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>・法令に基づく手続等(国・民、地方・民・民・民)のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、費用対効果を踏まえつつ、原則としてオンライン化等が可能となるよう、法制度を整備する。 ・具体的な内容は、2015年6月16日のIT戦略本部規制改革分科会で示されたものを参考に整備すべき。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/itc/dai9/siryou3.pdf</p> <p>【提案理由】</p> <p>・現行において、法令に基づく手続等のオンライン化の状況を網羅的に収集し、進捗を管理する法的裏付けのある仕組みがない。 ・先般の日本再興戦略では原則IT化を進めることが決定されているので、これを確実に達成させるための法的枠組みは喫緊の課題。IT利活用新法の枠内で整備すべき。 ・なお、IT利活用をすすめるための法制度については、当連盟として別途提案しているのでそちらも参考にされたい。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458</p>	(一社)新 経済連 盟	内閣官 房 総務省	<p>【内閣官房】 現行、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律にて、申請、届出等をはじめとする法令に基づく行政機関等の手続において、書面による手続に加え、オンラインによる手続も可能とする規定が整備されています。さらに、オンラインで行うことができる行政手続の状況については、同法10条に基づき、オンライン化の状況を各省等に公表しているところがございます。 しかしながら、オンライン化にじまないとされる手続や、地方自治体が発付主体となる手続、民間事業者間で行われる書面の交付・保存等に関しては、定期的なフォローアップが行われていないため、まさにご指摘と同じ課題意識を持ち、「IT利活用に係る基本指針」(平成27年6月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)を策定いたしました。 本指針にて、3.(1)「各府省庁は、その所管する法令に基づく手続等の全数とその概要を本年度から毎年度末時点において調査し、Webで公表する」、3.(2)「法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、手続の発生頻度も念頭に置きつつ、オンライン化等のための法令の整備を実施することが有効であると考えられる手続等を検討対象手続として設定し、その検討スケジュール等を策定する。」とし、各府省庁が所管する法令について毎年調査を行うこととしております。</p> <p>【総務省】 行政手続については、個別の法令においては書面で行うこととされている場合であっても、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(行政手続オンライン化法)によりオンライン化を可能としているところですが、 個別の手続のうち、対面又は現物を必要とするためオンライン化にじまない一部の手続については、個別制度ごとに、同法第7条及び別表により適用除外とされていますが、技術革新や制度の見直し等によりオンライン化が可能となった場合には、別表から削除し、行政手続オンライン化法の適用対象としているところですが、 (オンライン化法の別表が手続のオンライン化の制度的障害となっているものではなく、あくまでも個別制度における申請手続の内容的性質に応じ個別に判断されているものです。)</p>	<p>【内閣官房】 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律、その他個別法令</p> <p>【総務省】 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</p>	<p>【内閣官房】 検討を予定</p> <p>【総務省】 現行制度下で対応可能</p>	<p>【内閣官房】 法令上オンライン等によることが認められていない手続については、平成26年度から毎年度実施している全数調査による欄卸を踏まえ、「IT利活用に係る基本指針」に基づき、各府省庁は、「オンライン化法等に基づく法令を策定することによりオンライン化等が可能であると判断された手続等については、速やかに法令を整備することとなっております。また、内閣官房IT総合戦略室が事務局であるIT戦略本部規制制度改革分科会において、「毎年度、各府省庁の「見直し計画」を踏まえ、オンライン化等重点手続を定め、各府省庁の取組をフォローアップするとともに検証・評価を行う」こととされております。 なお、IT利活用を促進する制度等については、引き続き検討してまいります。</p> <p>【総務省】 オンライン化法の適用除外とされる個別の制度・法令については、所管省庁における見直しにより、オンライン化が有効と判断された場合には、その都度行政手続オンライン化法の別表(適用除外)から削除し、行政手続オンライン化法の適用対象とすることとなります。</p>	
280720002	27年 11月1日	27年 12月9日	28年 7月20日	IT利活用推進 のために必要 な法整備に係 る具体的な提 案	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>日本再興戦略に記載された「IT利活用を推進するための新たな法制上の措置」として、対面原則書面交付原則撤廃やデジタルファーストといった基本理念等による施策の推進と、IT利活用を妨げる既存制度の見直しとしての一括整備法、その他、電子署名法の改正、マイナンバー、電子私書箱の法的位置づけの明確化の検討等を行っている</p> <p>詳細は下記提言を参照 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458</p> <p>【提案理由】</p> <p>IT利活用推進にあたっては、(1)基本原則・理念に沿った体系的な施策の推進、(2)IT利活用を阻害する既存ルールの一括的な見直しによる加速化、(3)上記(1)と(2)を支えるための基盤の構築が必要不可欠である</p>	(一社)新 経済連 盟	内閣官 房 総務省	<p>現在、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号)に基づき、IT利活用の推進を図っているところです。 同法第13条において、「政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」とされています。</p>	<p>高度情報通信 ネットワーク社会 形成基本法</p>	<p>検討を予定</p>	<p>IT利活用の一層の促進を図るため、IT総合戦略本部において、「ITの利活用に関する制度整備検討会」を開催し、必要な制度整備の方向性について検討を進めてきたところですが、引き続き、IT利活用を促進する制度等について検討してまいります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、 、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280720004	27年 12月7日	28年 1月27日	28年 7月20日	民間事業者 による行政情 報の有効な利 活用を推進す るなど官民が 保有する情報 を連携するた めの基盤の 構築	<p>[提案の具体的内容] お客さまにとっての利便性の向上(確実な保障の提供及び手続負担の軽減等)、行政及び民間事業者のサービスの品質の向上や事務効率化(コスト低減を図る観点から、行政が保有するお客さまの住所等の情報について本人からの要請や事前の同意等により民間事業者による有効な利活用を推進するなど、官民が保有する情報を連携するための基盤を構築すべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないことから、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政・民間事業者に多大なコスト・時間・労力がかかっている。番号法により導入される制度でも、民間事業者が行政情報を有効に利活用するために、制度開始当初から官民間で情報連携を行うことはできず、法施行後3年(平成30年10月)を目途として検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。 東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求助奨に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者の個人番号や死亡情報、最新の住所、避難先等を提供できることが明確になれば、被災者に対するより確実な保障の提供が可能となる。同法では利用範囲が社会保障等に限定されているが、公的保障を補充する生命保険事業の公共性に鑑み、平時に生命保険会社が本人の事前同意を前提に行政情報を利用できれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供が可能となり、安心・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与する。 また、「日本再興戦略:改訂2016」には、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスの提供等が掲げられている。例えば、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きを迅速かつ確実に実施することができれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。 さらに、マイナンバーが整備され、生命保険会社が電子私書箱を利用して通知を行うことができれば、お客さまの利便性が一層向上する。例えば、当該機能を通じて保険料控除証明書の交付等を行うことができれば、必要な最新情報をタイムリーかつ確実に提供することが一層可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官 房	<p>マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。 また、マイナンバー法の附則では、マイナンバー法の施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システムを設置するとともに、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事とされています。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第5項、第6項	検討に着手	<p>マイナンバー制度を我が国を支える重要インフラとするべく、マイナンバー制度利活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー、マイナンバーカード(個人番号カード)、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く(検討中)であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。 ご要望いただきました生命保険分野でのマイナンバー制度の利活用拡大についても、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。</p>
280720005	27年 12月7日	28年 1月27日	28年 7月20日	民間企業にお けるマイナン バーの利用 拡大について	<p>[提案の具体的内容] 「安全措置基準」を緩和し、一定の情報セキュリティ条件を満たせばマイナンバーを企業においてIDとして活用できる施策を講じていただきたい。</p> <p>[提案理由] < 規制の現状 > 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」第4章にて記載。「個人番号を利用できる事務については、番号法によって限定的に定められており、事業者が個人番号を利用するのは、主として、源泉徴収票及び社会保障の手続書類に従業員等の個人番号を記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場合である。」 < 要望理由 > 政府の「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ(案)」では、2020年までに個人番号カード活用シーンが展開されている。そのなかで、2016年4月に「個人番号カード」の「ICチップが民間開放」され、「民間企業の社員証」等への適用が記載されており、「個人番号カード」の利用シーンは企業にとってメリットが高い。 また、企業が管理すべき情報と官公庁が管理する情報に齟齬が生じないよう、マイナンバーを共通の番号として、善良なる企業であれば必要に応じ従業員の情報を入力することができる様な基盤が構築されれば、企業にとって省力化が実現できる。 セキュリティ面のレベル向上 : 政府が進める「すべての国民が安心安全にネット環境を利用できる権利を有する世界最先端IT国家」を民間企業にも適用すれば、企業が個別に対応してきたセキュリティなどの基盤構築で一定レベル維持が達成できる。 マイナンバーをKEYとしたデータ活用 : 企業が扱う従業員等に対し、現状は本人から申請したデータを登録しているが、マイナンバーをKEYとして官公庁が管理している情報を共有することができれば、その信憑性が高まる。 懸念点 : 共通基盤の確立により、国内外からの情報漏えいの脅威は高まることが想定される。情報管理における脆弱性の回避措置が必須である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官 房 内閣府	<p>番号法においては、プライバシーの保護の観点から、マイナンバーの利用範囲を制限しており、法令で定められた利用範囲(社会保障・税・災害の3分野)以外では利用することが出来ない仕組みとなっています。</p>	番号法9条	対応不可	<p>一方で、番号法の附則第6条第1項においては、法施行後3年を目途として、法律の施行の状況等を勘案し、法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずることとしております。 将来的なマイナンバーの利用範囲の拡大については、この附則の規定に基づき、適切に対応されることとなります。 なお、マイナンバーカードの民間企業の社員証等としての利用など、マイナンバーカードのICチップの空き領域の活用については、平成28年5月に「総合戦略本部決定された「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」」に基づき、引き続き関係府省庁と検討を進めてまいります。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280720007	27年 12月7日	28年 1月27日	28年 7月20日	スマートフォンを個人番号カードのサブカードとして利用	<p>[提案の具体的内容] 公的個人認証の電子署名の複数枚発行及びスマートフォンへの搭載を規制緩和することにより個人番号カードのマルチカード化を実現すべきである。</p> <p>[提案理由] <規制の現状> 公的個人認証法で電子署名の二重発行を禁止している。 (第6条電子署名用電子証明書、第25条利用者証明書電子証明書) <要望理由> 個人番号カードのマルチカード化の実現には、ICチップ空き領域の利用と公的個人認証の利用の2つの方法がある。ICチップの空き領域は現状、容量が小さく、多数の用途に使用することに限界がある。一方、公的個人認証にはその制限は無いものの、マイナンバーが券面記載されている個人番号カードを常に持ち歩くことに抵抗を持つユーザーもいると考えられる。このため、常に身に付けているスマートフォンや携帯電話をサブカード化することで利便性が向上する。なお、セキュリティ対策としてスマートフォン紛失時等における同機能のリモート消去等の安全措置は必要となる。 <要望が実現した場合の効果> 個人番号カードの利便性向上によりカードの普及促進、ひいては番号制度の定着を通じて、利便性・効率性の高い社会の実現につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 総務省	<p>公的個人認証サービスの署名用電子証明書及び利用者証明書電子証明書は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(以下「法」という。)第6条及び第25条の規定により、二重発行が禁止されています。また、スマートフォンへの電子証明書のダウンロードを検討する際には、その主体がモバイル事業者等市町村長以外となる可能性も考えられますが、法第3条及び第22条により、署名用電子証明書及び利用者証明書電子証明書は、住所地市町村長が電磁的記録媒体に記録することとされています。</p>	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	検討に着手	<p>[内閣官房] マイナンバー制度を我が国を支える重要インフラとするべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新戦略推進専門調査会・マイナンバー等分科会などを通じてマイナンバー、マイナンバーカード(個人番号カード)、マイポータルの具体的な活用法について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。</p> <p>[総務省] 昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」を踏まえ、総務省では、「個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用促進の在り方に関する懇談会」において、公的個人認証サービス等の利活用推進策の1つとしてスマートフォンへの利用者証明機能のダウンロードの実現に向けた検討を行っております。実現方策並びに技術面、制度面及び運用面の課題について、引き続き検討を進めてまいります。</p>
280810003	27年 10月30日	27年 12月9日	28年 8月10日	シェアリングエコノミー法に係る法的措置に係る具体的提案	<p>シェアリングエコノミー(特にホームシェア、ライドシェア)の推進のため、必要な法的措置が行われることが必要。</p> <p>詳細については、当連盟の提言「シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案」(2015年10月30日公表)(下記リンク先)をご参照いただきたい。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=457</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房 厚生労働省 国土交通省	<p>[ホームシェアについて] 回復継続して有償で宿泊サービスを提供する場合は、旅館業法に基づく許可が必要です。</p> <p>[ライドシェアについて] 自動車による旅客の運送については、安全確保、利用者保護等を図る観点から、道路運送法上の事業許可等を得ることが求められています。具体的には、事業用自動車の使用、第二種免許の取得、日々の運行管理・車両整備管理、保険加入等が義務付けられています。</p>	<p>[ホームシェアについて] 旅館業法第3条第1項</p> <p>[ライドシェアについて] 道路運送法4条1項、23条、25条、27条、78条、96条、97条 等</p>	<p>[ホームシェアについて] 検討に着手</p> <p>[ライドシェアについて] 対応不可</p>	<p>[ホームシェアについて] 民泊サービスに係るルールについては、厚生労働省と観光庁が平成27年11月末に共同で立ち上げた有識者会議「民泊サービスのあり方に関する検討会」の最終報告書(平成28年6月取りまとめ)において、適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、類型別に規制体系を構築することとし、既存の旅館業法とは別の法制度として、早急に法整備に取り組むべきであるとされました。これを踏まえ、本年度中に法案を提出予定です。</p> <p>[ライドシェアについて] 本提案は、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態で旅客運送事業を行うとするものであり、安全確保、利用者保護等の観点から問題があると考えられます。道路運送法における旅客運送事業者の義務(事業用自動車の使用、第二種免許の取得、日々の運行管理・車両整備管理、保険加入等)は、事故の未然防止、万が一の際の的確な対応等を図るためのものです。旅客運送事業者は、これらの責任を果たすことにより安全確保、利用者保護等についての国民等の信頼感を確保しているものと考えております。自家用車を用いたライドシェアについては、提案にあるような運転手のアプリ上の評価やバックグラウンドチェック、保険加入等の措置により、現在の旅客運送事業と同等レベルの信頼感を社会に提供することができるのが、極めて慎重な検討が必要と考えっております。また、約34万人のタクシー運転手の正規雇用への影響、反社会的勢力の進出等が懸念されます。さらに、特に都市部において、タクシーは供給過剰状態にあります。なお、自家用車を用いた旅客運送については、欧米・アジア等の多くの国において、業務停止命令や訴訟が起きており、輸送の安全等について大きな議論となっています。以上により、道路運送法上の事業許可等を得ないで行われる、自家用車を用いた旅客運送を認めることは、安全確保、利用者保護等の観点から適切ではないと考えております。</p> <p>[シェアリングエコノミーの推進について] 日本再興戦略2016等に基づき、シェアリングエコノミーの健全な発展に向け検討会議を立ち上げ、関係者の意見も踏まつつ、本年秋を目途に必要な措置をとりまとめる予定です。その際、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、サービス等の提供者と利用者の相互評価の仕組みや民間団体等による自主的なルール整備による対応等を検討してまいります。</p>